この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ第８回会合

議事要旨

こども家庭庁成育局安全対策課

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ
第８回会合

日時：令和７年８月７日(木)14時00分～
場所：こども家庭庁　庁議室

議題１　課題と論点の整理（案）について
議題２　今後の進め方について
議題３　その他

出席者
【委員】曽我部座長、上沼座長代理、飯塚委員、櫻井委員、竹内委員、中井委員
【こども家庭庁・事務局】中村局長、竹林審議官、西川課長、近藤課長
【関係省庁】公正取引委員会事務総局官房参事官（デジタル担当）、警察庁生活安全局人身安全・少年課少年保護対策室長、警察庁サイバー警察局サイバー企画課違法・有害情報対策係課長補佐、消費者庁消費者政策課長、総務省情報流通行政局情報流通振興課長、総務省情報流通行政局参事官、法務省刑事局公安課局付、法務省人権擁護局参事官、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室長、経済産業省商務情報政策局情報経済課情報政策企画調整官
【オブザーバー】内閣府科学技術・イノベーション事務局人工知能政策推進室参事官補佐、法務省大臣官房秘書課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部依存症対策推進室室長補佐、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部心の健康支援室室長補佐、経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課課長補佐

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ（第８回）会合

○曽我部座長　皆様、定刻が過ぎましたので、第８回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、御多用のところ、御出席くださいまして誠にありがとうございます。

初めに、事務局のほうから会議の注意事項と資料の確認をお願いいたします。

○事務局　本日、第８回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」は、お申込みのありました報道関係や業界団体の方々がウェビナーで視聴されています。

次に、本日の資料の構成でございますが、議事次第に資料一覧がございます。本日は資料１－１から資料１－２がございますので、お手元に準備をお願いいたします。また、参考資料として、鳥取県からの「国の施策等に関する提案・要望書」を配付しておりますので、御確認ください。

次に、本日の会議はWebexで行います。有識者委員は全員、対面参加されておりますが、省庁の参加者の皆様におかれまして、万が一通信が途切れてしまった場合は、一旦議事の進行を事務局に委ねていただき、通信回線が回復するまで事務局のほうで進行するという形を取らせていただきます。

御発言を希望される場合には、会議システムの挙手機能を使って挙手をお願いいたします。

○曽我部座長　ありがとうございます。

続きまして、委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局　御報告いたします。

本日、委員は全員出席となっております。また、法務省はオンラインで御出席です。また、前回同様に、座長の承諾を頂いた上で、オブザーバーとして法務省大臣官房秘書課、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課にも御出席をいただいております。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

では、議事に入らせていただきます。本日の議題は３つございまして、まず１つ目が「課題と論点の整理（案）について」、２番目として「今後の進め方について」、議題３が「その他」の３つとなっております。

まず、議題１につきまして、事務局のほうから御説明を頂きます。よろしくお願いいたします。

○事務局　事務局でございます。

それでは、お手元の資料１－１及び１－２を御覧ください。

資料１－２が、このワーキンググループの取りまとめ文書であります、課題と論点の整理（案）の本体となります。資料１－１につきましては概要版でございまして、５枚物の資料となっております。

課題と論点の整理（案）につきましては、第７回ワーキンググループにおきまして、また、その後において、皆様方から様々な意見を頂戴したところでございます。事務局におきまして、有識者委員の皆様、関係府省庁と調整等を行いまして、内容に修正を加えております。

前回の案からの主な修正点につきまして、本体と併せて、卓上配付資料を置いておりますので、そちらも併せて御覧いただければと思います。

お手元、よろしいでしょうか。

まず、この卓上配付資料、第７回ワーキンググループからの主な修正点についてと題するものでございますけれども、主立ったところを説明いたします。

まず、卓上配付資料の１ページの下でございますけれども、本体の９ページになります。「②議論にあたっての視点等について」のところで、１．です。この赤字のような形で追記をしております。これはこどものウェルビーイングの観点から、こども基本法の情報を参考として付け加えたものでございます。

それから、卓上配付資料の３ページ目を御覧いただければと思います。上でございますけれども、本体の10ページに当たりますが「（２）議論を踏まえた検討の基本的方向性」の（基本的な対応のところ）です。本体の25行目からになりますけれども、この中で赤字、①、②のところでございますが「年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保する」ということと「年齢確認の在り方等を含めて、より幅広いステークホルダーが、インターネットの利用を巡る青少年の保護について具体的な方策を講ずる」。そのような追記をしております。

それから、同じページの下でございますけれども、本体ですと11ページになりますが、１行目。これも基本的方向性の中の記述となりますけれども（受信リスクへの対応の強化と送信リスクへの対応）の中で、下のほうに赤字で「この際、ステークホルダーの中には海外を拠点としている場合があることを踏まえ、例えば必要に応じて諸外国等と連携して対応する等、実効性のある対応の在り方を検討する」という文言を追記しております。

続きまして、卓上配付資料の４ページ目を御覧ください。こちらの下で、13ページから14ページにかけてになりますけれども、前回お示しした案の中では業所管省庁となっていたところでございますけれども、本体の７行目でございますが、こちらのほうを具体的に、経済産業省、こども家庭庁、総務省という具体的な省庁名を記載しているところでございます。

続きまして、卓上配付資料の５ページを御覧いただければと思います。本体では17ページになりますが、こちらも10行目から⑤の課題のところになりますけれども、前回、業所

管省庁というワーディングについて記載していたところを具体的に、消費者庁とこども家庭庁というふうに記載をしているところでございます。22行目でございます。

それから、もう一つ、卓上配付資料の９ページを御覧いただければと思います。本体のほうは21ページから22ページにかけてになりますけれども、先ほどの修正に合わせまして、先ほどの修正というものは、この卓上配付資料の３ページの下のところです。11ページのこの修正です。海外を拠点としている場合がある、実効性のある対応の在り方を検討するというところです。これに合わせまして、本体の21ページの終わりから22ページの頭にかけまして、このような形で赤字で追記をしたというものでございます。

説明は以上でございます。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

そうしましたら、ただいま御説明いただきました修正案につきまして、しばらくの間、時間を取りまして議論をいたしたいと思います。

これは、ここをさらに修正すべきだとか、その他、修正には至らないけれども、まだ何かおありであれば御自由にお話しいただければと思います。いかがでしょうか。

では、中井委員、お願いします。

○中井委員　ありがとうございます。まず、細かい取りまとめ、ありがとうございました。

３点ほどですけれども、１点目は、細かい話で恐縮なのですけれども、資料１－１の中で「子供」と「こども」が混在しているので、これは、多分整理されたほうがいいのではないかなと思います。

２点目ですけれども、これが机上配付の資料の８ページ目の２番目、本体の９ページの今後の方向性のところでの視点についてというところなのですけれども、ウェルビーイングのところをこのように検討していただいたところについては、まず感謝申し上げます。ただ、やはり私はここに、ウェルビーイングという言葉を、この場所に、括弧つきででも入れたほうがいいのではないかと考えます。

というのは、資料１－２の最終文書案の19ページの「⑦横断的リスクへの対応について」の中でウェルビーイングという言葉が出てきているのですよ。そこで突然出てくるわけで、だったら、最初から、何をもってウェルビーイングというのかというものは明記してもいいのではないか。それが２つ目です。

３番目は、ステークホルダーという言葉がこの中で随所に使われているのですけれども、私がこのペーパーを読む限り、ここで言っているステークホルダーというものは、やはり通信事業者以外のインターネットのサービスを提供する、いろいろな形態で、コンテンツだったり、設計だったり、アルゴリズムだったり、そういったサービスを提供する事業者という意味合いでのステークホルダーという言葉遣いをされていると思うのですが、このステークホルダーという言葉遣いは、少なくともOECDとか国連とかの文書の中では、そういった意味合いでは一般的に使われていないのです。OECDの、とりまとめ文書の中でも取り上げられているペーパーでも見てみたのですけれども、例えばそのイシューに関連する

個人だとか団体だとか、また、社会的なプレーヤーですとか。いろいろな異なるプレーヤーを称してステークホルダー、利害関係者というふうに日本語では訳しているところもあると思うのです。

余談ですけれども、CopilotとかChatGPTにもステークホルダーとは何ですかと聞いてみたのですけれども、やはり同じような感じだったのですよ。ということは、世の中で日本語的にも使われているのは、ステークホルダーというものは、ここで使っている意味合いが違うのではないか。

さらに、これはクリティカルなのが、本体の10ページの28行目から31行目の中に「①年齢と発達段階にふさわしい」というところからあって「より幅広いステークホルダーが、インターネットの利用を巡る青少年の保護について具体的な方策を講ずる」というふうにあるのですけれども、ここで言っているステークホルダーは、私はいわゆる一般論的に言うステークホルダーであって、必ずしも事業者だけの話ではないように私は理解しています。それであるのであれば、ほかでたくさん出てくるステークホルダー、事業者ということを念頭にしたステークホルダーという言葉遣いは変えたほうが分かりやすいのではないか。このとりまとめ文書が、あくまで関係省庁さんのワーキンググループの中で使われるのであれば、このままでも良いとは思うのですけれども、今後、例えば国のインターネットに関連する方針だとか政策だとか、さらには対外的な発信、海外との連携ということもとりまとめ文書には書かれていますけれども、そういったことにもつながることも念頭に、この文書を位置づけられるのであれば、言葉の遣い方は検討いただけたらいいのではないかなというふうに思いました。

すみません。長くなりました。以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。３点、コメントを頂きました。

まず１点目の、「こども」という言葉は表記のことで、これは事務局のほうでいかがですか。これは理由があって書き分けられているのですか。

○事務局　そうです。まず１点目の「こども」の部分なのですけれども、ここにOECDのルール上の中で、例えばコンダクト・リスクで「子供が」という点を使っているというものがあって、それをそのまま使っているというような、そういったことでございます。

○曽我部座長　今、中井委員の御指摘は資料１－１ですけれども、本体のほうもそういう。

○竹内委員　外からよろしいですか。

○曽我部座長　どうぞ。

○竹内委員　これは私たちもいろいろ論文を書くときに迷うのですけれども、文部科学省は、こどもは「子供」なのです。こども家庭庁は平仮名の「こども」なのです。どこかは「子ども」で、これは省庁をまたがるときにいつも迷います。漢字表記の揺れは、ある程度はしようがないとは思います。ただ、こども家庭庁が主体的に書くところ、引用、そのあたりを分けて、一定の基準で統一すべきと思います。

例えば、こども家庭庁は平仮名「こども」、文科省などは漢字「子供」ですかね。

○文部科学省　そうです。確かに「子供」です。
○竹内委員　漢字「子供」ですね。それで、こども家庭庁は平仮名ですね。
○事務局　そうです。
○曽我部座長　その方針については、今、竹内委員がおっしゃるとおりかなと思うので、それに沿って、それにのっとっているのかというところですね。
　OECDの文書では日本語が正文になるわけではないので、ここはこども家庭庁の表記でよいのではないでしょうか。
○竹内委員　平仮名ですね。
○曽我部座長　それで頂いたほうがいいのかなと思います。
○事務局　すみません。その点、説明不足といいますか、これは確かに日本語に訳したもので、我々が参考とした資料がこのような形になっていたということですので、これは修正を。
○中井委員　どこかにただし書とか、そういうふうにされたらいいのかなというふうに思いました。
○曽我部座長　この辺は表記の話ですので、最終的には座長のほうに御一任いただければと思います。
○中井委員　お願いします。
○曽我部座長　ありがとうございます。
　２点目の、これは先日来の議論の焦点ですけれども、ウェルビーイングのことなのですけれども、確かに拝見すると、先ほど御指摘あった本体の19ページ以外にも、例えば10ページとかにもウェルビーイングは出てくるのですよ。
　確かに、ウェルビーイングは意味が分かりにくいといえば分かりにくいのですけれども、既に使ってしまっているということをどう考えるかということと、あと、この間、私も調べたのですけれども、子どもの権利条約でも、福祉と訳されているところの原語はウェルビーイングなのです。
○中井委員　片仮名のウェルビーイングという言葉が、この間、多分、数年だと思うのですけれども、結構、日本社会の中で認識がされてきて、定義の仕方はいろいろ違うわけですけれども、例えば文部科学省もこのウェルビーイングというものを方針の中に入れていらっしゃいますし、日本政府は、こども大綱の中でもウェルビーイングをしっかり定義されているわけなので、明記されているわけなので、それを最初に書くことによって、後でウェルビーイングという言葉が使いやすくなるのかなと。
○曽我部座長　既に大綱から出てきていますから、これはここで、いかがでしょうか。
　この９ページのところで、視点のところですね。ここで今は「すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう」というふうに今回御修正いただいたのですけれども、この辺りにウェルビーイングという言葉も入れてやるかというところで、具体的なやり方は、幸福な生活（ウェルビーイング）というものはちょっと合わない感じで、

ちょっと具体的な検討は必要かもしれないですね。

どうしましょうか。これは後ほどということで。

○事務局　そうですね。ちょっと、今すぐは。

○中井委員　こども大綱自体はこういうふうに言っているのです。「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送る」という言い方をしているのです。

○曽我部座長　では、その辺りを借りて。

○中井委員　それをそのまま持ってくればいいのではないかと思います。

○曽我部座長　では、基本はそういう方向で。

○上沼委員　ここは「送ること（ウェルビーイング）」なのですね。

○曽我部座長　送ることなのですね。

○上沼委員　多分、それで名詞的に使って。

○竹内委員　ウェルビーイングはまだ使用法が熟していないので、使いにくいです。

○上沼委員　使いにくいのです。本文に入ってしまっているので。

○竹内委員　入っているからね。

○曽我部座長　では、ひとまずは「送ること（ウェルビーイング）」にしておいて、後でもう一回見て、これで大丈夫かどうかというものを確認するということにしたいと思います。ありがとうございます。

それで、３点目のステークホルダーという言葉なのですけれども、これは確認なのですけれども、国際的なステークホルダーというものは、要するに、およそ企業が入らないという。

○中井委員　いや、企業も入るのです。ただ、企業だけではないのです。

○曽我部座長　もちろんです。

○中井委員　企業だけではなくて、官民、個人、その中で一緒に関係する全ての人、団体。

○曽我部座長　今回もそういう使い方だと思うのですけれども、より幅広いと言っているので、今まで入っていない企業に今回、焦点が当たっているというよりは、より幅広いステークホルダーといったときに、今まで入っていないものが入ってきて、それがプラットフォーム企業だったりするというだけの話です。

○中井委員　いや、私、これは本文を読んでいて、場所によってはかなり限定的に使われているように思ったのですが、基本的に、今、現行法で想定している事業者以外の事業者。

○曽我部座長　そうです。より幅広いというのはそういうことです。

○中井委員　そういうことですね。でも、そこで事業者というカテゴリーを超えていないのです。

○曽我部座長　既存のステークホルダーの中の親とか保護者団体とか、そういうものは既に入っているという認識です。

○中井委員　入っていますね。だけれども、この文脈の中で、例えばアルゴリズムだとか

ということをやっていかなければいけない。それで、そういうことをやっているほかの事業者さんという意味合いでのステークホルダーで使われてというところがほとんどであって、そこでステークホルダーという言葉を使ってしまうと、本来の意味合いでのステークホルダーという言葉との差異が、要は、誰に対して言っているのか、誰のことを言っているのかというものがいまいち明確ではなかったかな、書き過ぎているかなというふうに私は捉えてしまったのです。

○曽我部座長　ステークホルダーという言葉ではなくて、より幅広いステークホルダーという言葉の意味があって、より幅広いステークホルダーで、今までステークホルダーとして認識されていないステークホルダーというものがあって、それがプラットフォーム事業者であったりするのだという文脈で、従来、中井委員がおっしゃる民間団体とか個人が既に既存のステークホルダーとして入っている。

○中井委員　例えば資料１－１の「②議論にあたっての視点等について」というところの「②より幅広いステークホルダーの参画による多面的・総合的な対応と、現行法の点検・法的対応の検討」ということ。ここに関しては、今、曽我部さんがおっしゃったことというのは、私はそのとおりだと思うのです。

だけれども、各論で言っていく、例えば資料１－２の９ページの17行目だとか、11ページの９～10行目だとか、12ページの２行目だとか、ここに書いてあるステークホルダーというものは、これはインターネット関連事業者、今の法律では想定していない、他のサービスを提供するインターネット関連事業者という意味合いで使われているステークホルダーではないかなと、私はそういうふうに読んだのです。

なのであれば、ここでそういうものを指す言葉としてステークホルダーというものは、私はミスリーディングかなというふうに思っていますけれども、そういう使われ方はあまりしないような気がするのです。

○曽我部座長　でも、基本的には事業者もステークホルダーなのだということが従来必ずしも認識されてこなかったので、ステークホルダーが多様な主体が含まれるところを、そういったプラットフォーム事業者などもステークホルダーなのだということであるがゆえにステークホルダーという言葉を使っているのだろうと思っています。

ですから、従来のステークホルダーの集団があって、より幅広いといったときはかなり、それが広がっていて、今回、その差分の部分をより幅広いステークホルダーの参画という表現になっているということです。

○中井委員　すみません。これは国連の文書とかに慣れている人間としては、国連の文書とかは最初に用語の定義をするわけですが、ステークホルダーというものは何を指すのだということもそこで定義されるのですけれども、例えばOECDのインターネット関連の文書などでも、ステークホルダーというものはこういう意味合いで使いますというものを書いていて、そこには必ずしも事業者だけではない。事業者はステークホルダーの中の一つであって、個人であってというようなことが書いてあったりするので。別のところで申し上

げたように、もし、この海外との連携、海外の事業者への働きかけだとかというときに、この文章の中の定義におけるステークホルダーという言葉をそのまま使って何か説明する文書をつくると、多分、読み手側にしてみれば、何を言っているのですか？という感じになってしまうのではないかなという。そういう場面が今後あるかどうかは分からないですが、そういうことがあることを期待して考えたときに、せっかくだから、これはもうちょっと分かりやすく書く。ステークホルダーという言葉にまとめないで、もうちょっと、ここは書いてもいいのかなというふうに思ったのです。

多分、言葉としては通信事業者もしくは携帯事業者以外のあらゆるサービス、あらゆる形態のサービスを提供するインターネット関連事業者とか、そんな感じの用語になるとは思うのですけれども、実際、次の文章の中でもそういった言い方をしていますし、それを使ったほうがより分かりやすいのではないかなというふうに思いました。

○中村局長　いいですか。

○曽我部座長　どうぞ。

○中村局長　例示をしていくというのは大事なことだと思うのですけれども、恐らく、どの事業者を例示していくかということも技術的に多分詰めていかなければいけないことだと思うので、後ほど発言させていただきますけれども、これからこの報告書に基づいて、いろいろな工程表みたいなものをつくっていて、論点をもうちょっと具体的にしていくという作業もありますので、そういう中で、この対象がどういうところが含まれているのかということはもうちょっと具体的に書くことは可能だと思うのですけれども、今、ここで事業者を、そういうインターネットがいるのだったら、これを入れろみたいな議論をしているとちょっと時間が足りないかなという気がするので、そういうところに委ねていただくというのも一つあるかなと思います。

○曽我部座長　今、おっしゃったとおり、あまり決め打ち的にこれとこれとこれというふうに書かれるのは適当でないかもしれませんけれども、ただ、中井委員の御指摘を踏まえて、御提案としては、９ページの15行目に、青少年のインターネット環境整備に向けた対応としては、従来、こどもとか親とか学校とかなんとかのマルチステークホルダーで対応してきたところ、リスクが多様化している。なので、事業者等々のより幅広いステークホルダーの。

○竹内委員　事業者等々のですね。

○曽我部座長　参画を求めることも含め、この部分を少し膨らますというのはひとついかがでしょうか。

○竹内委員　いいと思います。

○曽我部座長　そうすると、ステークホルダーが事業者だけではなくて、親とかこどもとかも入るということが一応分かるかなと思います。

○中井委員　私の意図としては、要は、このワーキングループに参加されなかった方々でも、これを読めば、どういうことを言っているのかなというのが分かるようにということ

につながっていけばいいなというだけの話でした。
○曽我部座長　そうしましたら、この部分を少し加筆するという。
○竹林審議官　現行の環境整備法で想定されている､現行のステークホルダーを活用する。
○曽我部座長　従来、こういうものがステークホルダーとして参画してきたけれども、より広い事業者にも参画してもらいたいということで、もう少し加筆したいと思います。ありがとうございました。
　では、そういうことで、この点、保留ということで、よろしくお願いします。
　そういうことで、中井委員の３点の御指摘でしたが、そのほか、いかがでしょうか。
　どうぞ。
○竹内委員　ありがとうございます。とても良い資料が出来上がったと、私は非常にうれしい気持ちで読ませていただきました。特に２点、これは意見とか修正とかではなく、私がこれは好ましいと思った変更点等について表明しておきたいと思います。
　まずは、変更された13ページ。ここに具体的な省庁名、こども家庭庁、総務省、経済産業省を出したことというのは今回の成果と思います。前々回に総務省の情報流通振興課長等が自ら手を挙げて発言されたとおり、諸般の流れから、こども家庭庁が中心になってまず取り組まなければならない課題でしたが、それを具体的に、ここで総務省と経済産業省等の名前が明記されたこと、非常に大きいと思います。
　特にSNS事業者とか携帯電話事業者とかは、やはり総務省の掛け声がなければなかなか動かないので歓迎しています。またさらに、ここに経済産業省という名前が載ったことは画期的です。ガラケー時代、青少年インターネット環境整備法のときは、ドコモ、KDDI、ソフトバンク等、携帯電話事業者が頑張れば大丈夫でした。しかし、これからはSNS事業者であったり、それから、あとは特に、今、これからこどもたちの問題として非常に大きくなってくるのが、ゲームの問題です。総務省だけではなかなかゲーム業界を舵取りしていくのは難しいのが現状です。「荒野行動」「フォートナイト」「APEX」など、こどもたちが夢中になっているのはオンラインゲームです。しかも、携帯ゲーム機からの接続です。そういうゲームからの問題、ゲームからの出会いというものが携帯電話とかスマホの問題から切り離される場合も多かったですが、今後、一緒に扱う必要があります。非常に大きな問題提起として､これはすばらしいと思います｡もう少し言っておくと､こども家庭庁、総務省、経済産業省が中心と思いますが、今後、警察庁が法案を考えたり、消費者庁の方が、課金について考えていったりが必要です。特に闇バイトにしても、オンラインカジノにしても、オンラインでの課金が入口です。そういう意味で、その他の省庁が国を挙げて関わっていく方向性がとても好ましいです。３つが中心になってやっていくというのは私も大賛成なのですけれども、その上で、国が縦割りを超えてやっていけるようなシステムづくりが急務だったわけです。このワーキングに、課長様等、お立場のある方がご出席していただいてきた成果だと思い、非常にうれしく思っております。これが１点目です。
　２点目は、11ページにある、この「海外」というキーワードが入ったことです。青少年

インターネット環境整備法ができたときは、ターゲットは日本会社、GREEやMobageなど、日本のゲーム会社でした。今回、大きく変わったのは、ゲームとかSNS事業者等を含めて、例えばSNS事業者ではMeta、InstagramとかTikTok、Ｘであったり、それから、先ほど言ったように、ゲーム会社「荒野行動」「フォートナイト」「APEX」、さらにGoogleとかApple等の事業者を含めて、「海外」がキーワードです。ここに盛り込まれたというところが成果だと思います。感想程度ですが、以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

１点目については、経産省さんも入っていただいたということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

２点目は、今回の修正で、複数箇所ありますけれども、海外事業者への対応という視点が入って、そこが新しい部分の一つかなと思いますけれども、こちらは、国内事業者はしっかりやっていても、海外事業者への対策が抜けてしまってはいけませんので、そういったことがないように御対応いただくということですとか、あるいは諸外国においてどういった議論がされているのかとか、そういったところの情報収集あるいは情報共有等々も重要かと思いますので、必要に応じて、このワーキンググループ、各省いらっしゃっていますけれども、まだいらっしゃっていない関係省庁もおられるかと思いますので、よく連携して取り組んでいただきたいなというふうに思うというところです。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員　ありがとうございます。私も感想といいますか、特に修正を求めるというようなものではありません。今回、このような課題と論点の整理ということで拝見させていただいて、こどもの意見も踏まえた具体的なところが出てきたのではないかと思っています。

私のほうからは、特に11ページのところなのですけれども、基本的な方向性の中の（青少年被害に対する厳正な対処）というところで、やはり性的な被害がこれだけ取り上げられたというところは評価したいというふうに思っています。私自身の経験としましても、もちろん、暴行・脅迫を伴う性被害は今でもありますが、こどもの性被害全般を見ていますと、何らかの形でネットが絡んでいるものが増えたという感覚を持っています。

ですので、今回の議論の中でセクスティング、セクストーション、アダルト広告、そして、性的なディープフェイクの問題ということで、こういった問題が幅広く取り入れられたということは評価したいと思っています。今後も引き続き、やはりこどもも加害者になるということもありますので、被害者にも加害者にもならない対応を検討していただければと思います。

それから、あと、２点目なのですけれども、17ページになります。これも感想といいますか、今後に向けてというところなのですけれども、上から２点目の調査ということにつ

いてです。世界的な精神疾患の手引きという、DSMと呼ばれるものがあるのですけれども、実はこのDSMというものは2022年、最新版に改訂をされています。この精神疾患の手引に、PTSDとはどういう診断基準であるかということが掲載をされているのですが、その解説部分もこの2022年に改訂されました。

これを読みますと、PTSDの性的な暴力の解説には、望まない性的な接触などもあるのですけれども、望まない性的内容の写真とかビデオ撮影されたものを流出させられることというものも入ってきているのです。こういったものを見ますと、つまり、海外ではこういった出来事でPTSD発症の実態が分かってきているということで、直接的な接触だけには限らないということです。

日本では、翻ってみますと、やはり国全体としてのネットを介した性暴力の実態についての調査というものは非常に手薄だという感覚を持っていますので、性暴力の防止のために、加害者の手口についてもどういった形態があり得るのか、こどもの年齢とか発達段階に即して被害実態がどうであるかということについて、被害の割合だけにとどまらずに、もう少し解像度を上げた調査というものが必要ではないかというふうに思っています。これはぜひ行っていただきたいなというのが私の意見でもあります。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。

○飯塚委員　よろしいですか。

○曽我部座長　では、お願いします。

○飯塚委員　先ほどのステークホルダーのお話を蒸し返すことになってしまうのですけれども、このステークホルダーというふうに９ページに書き記すということになったのでしたか。

○曽我部座長　はい。

○飯塚委員　そういうときに、今まで含まれていなかった事業者に特に視点を当てるということですか。

○曽我部座長　そうです。

○飯塚委員　その後、10ページ以降に出てくるステークホルダーは、特に事業者を強めに含めるのか。それとも、保護者も同等の価値といいますか、扱いで使うのかというのが分からなくて、11ページの６行目にある、ほかもそうかもしれないのですけれども、幅広いステークホルダーに関して、ここが受信リスク対応の強化になるのですけれども、事業者メインのお話ではあると思うのですが、やはり保護者がこどもを守るという意味でも、どういうふうに守るかという、知らせるというのも受信リスクへの対応強化、そして、このステークホルダーに強く、もしかしたら入ってくるのかなというふうに思いまして、次ページ以降のステークホルダーの意味合いがどの部分が強く表示されるのか。それとも、特にどこが強められて使われるわけではないのかというのがちょっと気になったのですけれ

ども。

○曽我部座長　私から、答えになるか分からないのですけれども、その理解には、保護者というものは従来からのステークホルダーですね。それで「より幅広い」というのは、要するに、今まではステークホルダーとは必ずしも認識されてこなかったけれども、今般、ステークホルダーとして位置づけるべきだということでありまして、それが11ページの５行目ですと、やや具体的に「SNSやアプリストア等のプラットフォーム事業者」と書かれていて、こういったものを中心とする事業者が今までは必ずしもステークホルダーだと認識されてこなかったけれども、今回の「より幅広いステークホルダー」という言葉によって表されているものになりますので「より幅広いステークホルダー」という言葉が何度か出てきますが、基本的にはこういった事業者がそこでは念頭に置かれているということかと思います。

保護者とかは従来からステークホルダーですが、今回は新しい対応をするという文章ですので、従来からやっていることについては、それほど強調はないわけですけれども、ただ当然、今までやってきたことは引き続きやっていただくということですので、保護者の役割というものも当然、引き続き、あるということかなと思います。

○飯塚委員　ありがとうございます。

前提として書いてあるという感じで。

○曽我部座長　そういうことですね。

○飯塚委員　分かりました。ありがとうございます。

○曽我部座長　そういうことで、そのほか、いかがですか。どうですか。

そうしましたら、今、修正の御提案としては、中井委員からのものもありましたので、方向性としては先ほど議論させていただいたような形で修正をいたしたいと思いますが、正確な書きぶり等はこの中では確定しかねますので、御一任を頂きたいと思います。

そういうことで、そのほかを含めて、その他、細かい訂正もまだあり得べしかと思いますが、こちらについては私のほうに御一任を頂ければと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○曽我部座長　ありがとうございます。

そうしましたら、議題１は以上としまして、次のところ、議題２です。今後の進め方に参りたいと思います。

こちらにつきましても、まずは事務局から御説明いただきます。

○事務局　事務局でございます。今後の進め方について御説明をさせていただきます。

スライド、論点の整理の「３　今後の進め方」にも記載されておりますが、これは20ページから21ページになりますけれども「３．今後の進め方について」の中でも記載しているところなのですが、今回取りまとめました課題と論点の整理に基づいた取組を進めるために、こども家庭庁の成育局長を議長とする関係府省庁連絡会議「インターネットの利用

をめぐる青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議」こちらを新たに開催することといたしまして、早速、明日、８月８日に第１回の会議を開催した上で、論点ごとに主務省庁が関係府省庁と連携して検討を進めていただく。その中ですぐに対応できるもの、短期で対応できるもの、それから、対応に当たって一定の検討期間が必要であり、中長期的なものです。これを整理いたしまして、政府全体として工程表を作成して、その上で、できるものから速やかに着手をしていく。そのような進め方を考えるところでございます。

そして、第２回の関係府省庁連絡会議。これは本年の９月中下旬頃の実施を考えているところでございますけれども、政府全体の工程表をお示しして、その後、進捗をしっかりフォローアップしてまいりたいと考えております。最終的には、令和８年を目途に、法的対応を含めた具体的な取組の内容についても取りまとめるとともに、令和９年に改定を予定しております第７次基本計画。この基本計画の正式な名称は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」になりますが、この第７次基本計画にも反映をしてまいりたいと考えております。

なお、今後の議論の進展に応じて追加の論点が出てきたような場合には、随時、工程表についても追加をいたしまして、関係府省庁の御協力を頂きながら対応を検討していくということも付け加えさせていただければと思います。

引き続き、こども家庭庁が中心となりまして、関係府省庁連絡会議等を開始しまして、進捗管理を行いながら、皆さんと緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。改めて、御理解、御協力をお願いしたいと考えております。

事務局からは以上です。

○曽我部座長　ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見があれば、御質問がおありであれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。今後の進め方等について、御質問などがおありであればお話しいただければと思います。

どうぞ。お願いします。

○竹内委員　質問といいますか、感想なのですけれども、ここで非常にいい議論ができて、方向性、工程までできましたので、今後、やはり引き続き、何かこういうような会議体というものが絶対、僕は必要だと思うのです。そこには、今回、このようないい方向性が示せたのは、それぞれの私たち、おこがましいですけれども、専門的にやってきた私たちと各省庁が一堂に会して、こども家庭庁が中心になって整理した成果でした。非常にいい座組だったと思います。今後は、こども家庭庁、総務省、経済産業省が中心になってやっていく。これは非常にいい流れと思いますが、それプラス、やはりみんなで国を挙げて縦割りを超えてやっていくような、そういう方向性みたいで引き続きやっていく必要があると私は感じています。

この会は非常によかったのですけれども、親会の下の、小さなワーキンググループなので、今後、法整備を含めて、海外を巻き込むというものをやると、これは荷が重くなって

くるので、多分、こういうことをやっていこうと思ったら、曽我部さんなり上沼さんなりが頑張っていただかなければならないと思います。そういう意味で、発展的解消といいますか、将来的にこのような会を継続してやっていくと良いと強く願います。

それプラス、もちろん、こども家庭庁が中心的に旗振りというものはあるのですけれども、やはりそれぞれの法整備になってくると、行政だけではなくて立法のほうも目配せが要ると思うので、今、おっしゃっているように、令和８年、令和９年でいいのですけれども、本当にこどもの緊急事態が多いと思うのです。闇バイトの問題にしても、それからもっと言うと、今回の趣旨とは変わりますけれども、選挙の問題なども本当に大きな課題と思います。特にインターネットに関わることが、国全体の未来を大きく左右します。３省庁が明日からやっていく、それから、２回目を９月中下旬にやるというのは基本的には賛成なのですけれども、何かそこで、今、行っている、ぐっと進みつつあるものを何かやれるような、そういう仕組みができればいいかなというふうに思っています。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

どうぞ。

○事務局　事務局でございます。竹内委員、ありがとうございました。

１点、明日行います関係府省庁連絡会議。このメンバーでございますけれども、こちらにつきましては、今、ここに集まっていただいています関係府省庁が入っている。そのような扱いになりますので、すみません。その点だけ、お伝えさせていただきます。

○竹内委員　分かりました。

さっき言っていた３省庁でではなくて、みんなでやるのですね。

○事務局　はい。一応、府省庁全体で。

○竹内委員　分かりました。ありがとうございます。

曽我部座長　そのほか、いかがでしょうか。

お願いします。

○中井委員　今回の「４．おわりに」の中にも社会効果などを記載させることが全体に効果を明示していただくことと、そもそも、このワーキンググループの最初の議論がOECDの実績評価というところから始まった。それで、OECDではどんなことをやっているのかということもここで共有させていただいたりなどをしたのですけれども、OECDではないのですけれども、これは御存じの方もいらっしゃると思うのですけれども、６月17日に欧州議会が性虐待などを予防するための法制度の強化というものを加盟国に求める決議をしました。内容としては、先ほどの櫻井さんのお話にも若干関わってくるのですけれども、オンラインとオフラインの虐待を分けない、同じものとして扱うということだったりですとか、グルーミングとか性的恐喝を刑事犯罪として認識するとか、AIによるCSAMの生成を犯罪として定義するということ。それから、時効の廃止、青少年の同意の定義の明確化、新ガイドラインで罰則対象化とか、あとは10月から時効の廃止を柱とした、ヨーロッパ全体で法律

を強化していこうという方向性を出しています。多分、これはOECDのこれからの問題、いろいろな議論をして、動きとかにも関わってくる話だと思いますので、これはぜひ日本政府として積極的にOECDの流れに参画をしていただければというふうに個人的には思うところです。

もう一つ、情報共有なのですけれども、IEEEというアメリカの学会。私は初めて知ったのですが、インターネットの学術研究団体らしいのですけれども、そこが年齢認証の基準をつくって、それを確認する技術といいますか、それもつくって、それの提供を開始したというニュースが７月15日に出たのです。たしか、イギリスとギリシャとインドネシア辺りが実装を始めようとしているとかというニュースが出たのです。それを見たときに、先を越されたと思ったのですけれども、そのIEEEというところがどこまで汎用性のあるといいますか、使えるものを出しているのかというのは、一切、私は存じ上げないし、それが日本の状況の中に適切なものなのかどうかも分からないのですけれども、また、日本の事業者の方々もしかり、日本でオペレートされている事業者の方々がIEEEのメンバー、会員でいらっしゃるかどうか分からないのですが、でも、結構な数の会員の方が入っていらっしゃるみたいなので、それなりの影響力は持っているところかと。そういう動きもあるということもぜひ視野に捉えながら、今後、取組を進めていただければというふうに思うところです。

○曽我部座長　ありがとうございます。

今の海外動向に関しては、いろいろなところでいろいろな取組がされていて、この間もEUでDSAに関するガイドラインが出されましたし、あと、最近だと英国のオンライン安全法が施行になって、年齢認証が実装、施行されて、早速、回避行動が盛んになっているとかという報道もありましたけれども、こういった海外の研究報告や実際の取組は今後、関係省庁の御検討の中で十分、参照していただいたらと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

すみません。私から１点なのですけれども、この関係府省庁連絡会議の中で、今、法的対応も含めた取組も検討されるというような御説明だったのですけれども、法的対応をされるときも関係府省庁連絡会議で法改正の内容を詰められるという形になりますでしょうか。

○事務局　事務局です。

関係府省庁連絡会議の中で具体的に、例えば法改正をどうするかとか、そういった話をするということは、これは現時点では、そのような方向ではなく、むしろ、今回は主務省庁ということで◎がついているところが中心となって、それぞれ御検討いただくという形で考えています。

ただ、それぞれ、工程表をつくることになりまして、それに従って検討を進めていただく。この関係府省庁連絡会議の役割としては定期的に、例えば半年に一遍とかぐらいに集

まりまして、工程表に従って、どれぐらい作業が進んでいるか。そういったところをこども家庭庁が中心になってやっていくということは考えております。

ただ一方、最後といいますか、検討が進みまして、具体的に、では、どういった方策で持っていくかというところにつきましては、これはまた関係府省庁連絡会議の中でまとめるということを考えていまして、その中で、場合によっては法的なもので整理といった話も含めて議論がなされるということになるのかなというふうには考えております。

○曽我部座長　青少年インターネット環境整備法は複数の省が共管になっているかと思うのですけれども、そうすると、各省で検討するときにどうなるのか。つまり、連絡会議の場で、ある程度、議論されたりするのかなと思ったりもしたわけですが、必ずしもそうではない。

○事務局　そうです。

今、御指摘の点につきましては、今、青少年インターネット環境整備法の話が出ましたけれども、この青少年インターネット環境整備法はこども家庭庁、総務省、経済産業省の３省庁の共管という形になっております。今後、より具体的な進め方というものを検討していくに当たって、どういった場でやっていったほうがいいのか。そういった部分も含めて、このワーキンググループは、今日、取りまとめとなるわけですけれども、その辺につきましても早急に検討して、さらにはどのような形で進めていくのが一番いいのか。そういった点も含めて検討してまいりたいと思っております。

○中村局長　今、申し上げたように、関係府省庁連絡会議は関係する省庁が全部入ってきますので、そこで個別の中身を一つ一つ見いだすのはまた大変なことになりますので、例えばテーマごとにまとめていただいたように、４つとか３つとかありますので、個々の論点については、場合によっては法改正するかどうかも含めるかもしれませんけれども、関係省庁で詰めていただいて、その結果を全体が集まるところにフィードバック、いつまでに、何を、そこで足りない点が出てくるかもしれませんけれども、一義的には３つとか４つの省庁できちんと中身を詰めていただくことを考えております。

○曽我部座長　ありがとうございます。

そのほかは。どうぞ。

○上沼委員　すみません。今の意見に追加です。

今回、取りまとめいただいて、しかも明日早速会議があるということで、非常に心強いと思っております。その上で、とりまとめの12ページの「①リスクの多様化への対応について」の（論点）の３ポツのところが、ある意味、今、一番、喫緊の課題なのだと思います。つまり、環境整備法の枠組みが現状でいいのかという点はやはり検討しないといけないのではないかと思います。現状の枠組みを前提として、具体的な論点を考えていっても、一番の親亀がしっかりしてくれないと子亀がひっくり返るみたいな話になってしまうものですから、この点をどうされるのかということをできるだけ早めに検討していただけるとありがたいと思います。意見です。

○曽我部座長　最初から振り分けて、この点はこの省でやってしまうと基本的なところがということなのですね。
○上沼委員　はい。
○曽我部座長　ここはおっしゃるとおりかと思います。
　よろしくお願いします。
○竹林審議官　このおまとめいただいた報告書を御覧いただくとおりなのですけれども、基本的には論点ごとに関係府省庁が書いてあって、主たる府省庁に◎がついているという形式になっていますけれども、12ページから13ページにかけての青少年インターネット環境整備法関係の論点については、最後に（注）ということで「上記論点については、こども家庭庁が主務府省庁となって、他の青少年インターネット環境整備法の所管省庁（総務省、経済産業省）等と緊密に連携して」と書いてあります。
　この辺りは、やはり青少年インターネット環境整備法の中で一つ一つの論点を分断していくと、今、上沼委員がおっしゃったような、また抜け落ちとかもあるかもしれないので、ここについては論点ごとに関係省庁を書くのではなくて、３省庁で一体的にこの青少年インターネット環境整備法の各論点は協力してやっていくという方針という整理にしております。
○上沼委員　括弧の省庁名がここにはないから。
○事務局　最後の（注）のところにまとめて書いてあります。
○竹内委員　ちょっといいですか。
○曽我部座長　どうぞ。
○竹内委員　今のを聞いて非常に安心したのですけれども、今のこの問題よりも広めた意見になるのですけれども、青少年インターネット環境整備法ができて、かなりの年月が経ちました。こどもたちの問題がものすごいスピードで変わっています。2012年ぐらいにこどもたちの中にスマホが登場し、それから、こどもたちは、携帯ゲーム機を個人持ちして、それぞれのゲーム機でやるようになった。ガラケー時代から大きな様変わりです。変わってきたのに、ずっと青少年インターネット環境整備法が、若干の改正はあったのですけれども、根本的な部分は変わってきていないので今のこの状況になったと僕は認識しています。
　青少年インターネット環境整備法のときは、国会議員の賛同もあり、あの頃の国としての対策は世界のトップランナーでした。課題をいち早く見つけて、フィルタリングで課題を一旦克服したのですが、二の手が遅れたと僕は感じています。新しい問題が出てきたら早急に、青少年インターネット環境整備法の法改正を含めた対応がすぐにできるようになっていくような体制づくりをしてこなかったので、ここまで遅れたと思っています。
　そこでもう一つ言っておくと、前回の青少年インターネット環境整備法ができるときに、僕は「スマホの対応をしよう」と強く求めたのですが、当時の高校生の使用率がまだ３％でしたので、「時期が早過ぎる」と言われて僕は黙るしかありませんでした。あのとき、

もうちょっと頑張っていたらよかったと今更ながら思います。日々、こどもたちの問題はすごいスピードで変化してきて、ミャンマーに日本の高校生が連れていかれたというものも、やはり僕は日本の大人が手を打つのが遅れたことが原因だと思うのです。

どこかで弱い部分があると世界中から狙われます。僕はオンラインカジノもそうだと思うのです。日本の法改正が遅れたから狙われたり、あと、日本の中で、今、出会い系です。Ｘとかでよく売春を求めるようなものが放置されているのは、前も言ったのですけれども、日本の中で大人の売春を否定するような法律が不十分です。私はＸ（当時はTwitter社）にローカル法としての削除を強く求めましたが、応じてもらえませんでした。児童ポルノはすぐに削除してもらえるので、売春関連は削除してもらえません。理由を聞くと、日本の売春防止法では削除が難しいとの回答でした。海外との勝負になると、日本のローカルルール、つまり、日本の法律を変えていかなければいけないのです。その辺りのことを早急に対応できるような体制づくりというものがまず必要だと思います。

だから、法整備を含めて、その状況、今、上沼委員がおっしゃいましたけれども、今、こんな状況が起きているからそうしようという、早急に対応できるような体制づくりが早急に必要だろうなというふうに感じました。最後に言おうかなと思ったのですけれども、上沼先生が言ってくださったので乗っかりました。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

そういうことで、先ほどの事務局の説明に対する御意見、御質問はよろしいですか。

そうしましたら、既に入っていると思いますが。

○竹内委員　申し訳ないです。すみません。先走ってしまいました。

○曽我部座長　今回、最終回ということですので、有識者委員の方々から一言ずつ頂戴したいと思います。

これは、順番は、まず、上沼座長代理から。

○上沼委員　今回、本当に短い中で検討していただいて論点整理できたことは非常にうれしく思っています。

先ほど竹内委員もおっしゃっていましたけれども、2011年のOECDの勧告のときには日本がトップを走っていたにもかかわらず、その後10年間法改正がなく、時代に即した制度的対応がなかなかできていないという状態になってしまったことを非常にじくじたる思いを持っていました。実際に、今、こどもの相談を本当に受けていると、ネットの加害者になるこどもからの相談が本当に多いのです。これについては、本当に何とかしてあげたいと思います。行為に対するハードルが低い割にはマイナスの効果が重過ぎるので。早急にして何とかしてあげたいとずっと思っているものですから、今回、加害者になる部分についても明記していただいたし、そこのところを対応していただければ本当にありがたいなと思っています。

ぜひ期待しています。よろしくお願いします。

○曽我部座長　ありがとうございました。

それでは、竹内委員、お願いします。

○竹内委員　先ほども言ったのですけれども、追加でちょっとだけ言わせていただきたい。

先ほどの繰り返しですが、こどもたちが海外から狙い撃ちされている現状があります。それが一点。それから、もう一点が、こどもたちがどんどん、大人が知らないところでネットにずっと滞留してしまって、不登校もものすごく増えています。2012年からどんどん増えて、３万人ぐらいから30万人ぐらいに増えて、今、全国平均、文部科学省の統計によると、中学校では不登校だけで各クラス平均３人ぐらいいます。これは異常事態です。

全ての責任がネットとは僕は思っていませんけれども、大きな変化です。こどもたちにスマホが普及したのが2012年です。それ以前の不登校生は、やることがないし、家で暇で、ものすごく暗かったのが、今の子は、ゲームができる、ネットで友達ができる、漫画も読める…、非常に「充実した」毎日です。

昔のこどもで一番しんどい子は「盗んだバイクで走り出して」いたのですけれども、今の子らは「自分のスマホで暴れ出して」います。私たちがこどもの問題を考えるときに、この問題というものは非常に大きいというのが一つです。

２つ目に私が言いたいのは、ステークホルダーの話がずっと出て、蒸し返すつもりはないのですけれども、新たなステークホルダーという、ステークホルダーがいいのかどうかは分かりませんけれども、こどもたち自身がどう思っていて、どう考えているか、が重要です。こども家庭庁は、「こどもまんなか」に取り組んでいます。特に、スマホ等の問題は、こどもの声を十分に聞いていく必要があります。私たち大人が勝手に考えていることと、こどもたちが考えていることはやはり大分違います。「こども若者★いけんぷらす」でしたか。あれは非常にいいと思います。

ただ、ある限定したところで集まってきたこどもたちの意見なので、もっと広く集めて聞くような機会を何かつくって、私はその辺は得意なので、ご貢献できるかもしれません。ステークホルダーといいますか、中心なので、彼らの声を反映させていく仕組みづくりを今後増やしていければ、より本当の意味でこどもたちにとっていいものになっていくのではないかなというふうに思います。

とはいえ、非常にこの短期間で、私たちはどうなることかと思っていましたが、いいものができて、こどもたちの未来にとって明るいと感じています。私もやってよかったと思っております。その辺は本当に事務局の方々、頑張っていただいて、それから、各省庁も、ここに◎がついたら、やる方が大変なので、よくいっぱい◎がついたなと思って感動しています。私たちもできる努力はしますので、どんどん言っていただいたら私たちも今後頑張りたいと思います。私も、日本で暮らしている大人として、とてもいい会議に参加できたと思っております。

以上です。

○曽我部座長　どうもありがとうございます。

続きまして、中井委員、お願いいたします。

○中井委員　ありがとうございます。

また繰り返しなのですけれども、まず今回、うるさいことをいろいろ申し上げてまいりましたが、このような議論をしていただいて、また、それを真摯に受け止めていただいたことに感謝申し上げます。特に事務局の方々、間に立たれて本当に大変だったと思うのですけれども、ありがとうございました。

多くのおとなたちが、政府が、「こどもまんなか」を本気になって言っているのは多分、今、世界で日本ぐらいだと思うのです。少なくとも、これは自分の立場であまり言ってはいけないことなのかも知れませんが、海外のユニセフの同僚からはそういった声が聞こえてきます。ガザとかウクライナとかに象徴されるような、ああいう状況だけではなくて、それこそポピュリズムだとか、そういったものの中で、子どもの権利も、条約が誕生して既に三十何年になりますけれども、どんどん逆風が吹いているという言い方をしています。

そういう中で、最初は少子化対策というところから始まったというのはしようがない話だと思うのですけれども、そこから始まった「こどもまんなか」が、本当の意味での「こどもまんなか」ということでいろいろな施策を、これは、こども家庭庁さんだけではなくて、関係省庁さんが取り組んでいらっしゃる。今回のワーキンググループに関しても、私なりにユニセフ本部に報告するつもりですが、この会合が「こどもまんなか」で進められたからこそ、ユニセフ本部の連中も、私が会合の中で発言させていただいたことの背景にある情報とかを快く提供してくれたのですけれども、本部の連中も、この会議の今後には、すごく期待しているところです。

ですので、これは繰り返しになるのですけれども、ぜひ、この取組を、一義的には当然、日本に住むこどもたちのためということだとは思うのですけれども、そこにとどまらず、対外的に、世界の子どもたちを「こどもまんなか」にということに繋げていただければ。やはり日本はまだまだ世界外交の中で発言力が大きい国だと思いますので、ぜひ対外的な「こどもまんなか」の発信というところにつなげていっていただければというふうに思うところです。

よろしくお願いします。

○曽我部座長　ありがとうございます。中井委員には様々なインプットを頂きましたので、ありがとうございます。

続きまして、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員　今回、このような貴重な場に参加をさせていただきましたことにまずは御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

私はこれまで、捜査機関の心理職、現在は公益社団法人被害者支援センターの心理の専門委員、そして、開業の心理臨床に携わっております。実は捜査機関ですとか被害者支援センターでは、見えないSNSを介した、ネットを介した性被害の相談が開業の心理臨床の場では来ることがありますので、改めてネットを介した性被害というものは埋もれているの

だなというのが私の実感です。

内閣府の調査を参照しますと、性被害の暗数というものは大体20倍ではないかということの推測ができる数だと思います。特にネットの問題というものは、こどもたちがリプライをしてこそ性被害が成り立ってしまうという部分があるので、どうしても自分も悪かったのではないかと自責感を持って被害申告に至らなかったりとか、あとはネットの海に流されてしまえばいいということで被害申告に至ってこないという現状があります。

ですので、ここで議論されていることというのは、実はその20分の１しか見ていない。やはり被害申告に至っていない被害の形態も、そして、数もいっぱいあるのではないかというふうにも思っていますので、今日も少し出ていましたけれども、これからいろいろな被害の形態・数が分かってくるところもあると思いますので、そういったところも議論の支柱に入れていただければと思っています。

実は１か月半ほど前に、ある県で私は中学生とSNS問題について議論をさせてもらったという機会がありまして、そのときにも、私は犯罪心理を専門としている者ですから、それを中心にお話ししたのですけれども、やはりこれだけネットの中で犯罪が増えているのだったら、いっそのこと、SNSをこどもたちはやめてしまったほうがいいのではないかというような意見がこどもたちのほうから出たというのが私にとってはすごく意外でした。

ただ、やはり犯罪をなくしていくのは大人の責任だと思いますので、ネットが閉ざされてしまうと、いつかの議論でも私は申し上げましたけれども、やはり居場所をなくしてしまうこどももいたり、被害に遭ってSNSで相談をしたいというこどももいると思うので、そこの道を閉ざさないということも大切だなと思っています。

今日はウェルビーイングの話ですとか幸福のお話も出ましたけれども、やはりそういった観点からも今後、議論がなされていくということに期待をしたいと思っています。

本当にありがとうございました。

○曽我部座長　ありがとうございました。

それでは、飯塚委員、お願いします。

○飯塚委員　ほかの委員の皆様と違って、学生という身分でこの会議に参加させていただきました。光栄に思います。

私は、いわゆる青少年、大学生なのですけれども、同じ大学生だったり、また、高校生や中学生の意見を多く聞くこともあって、それだけこの会議に参加させていただいて、この課題と論点に自分が今まで耳にしてきた困り事とか問題とかがかなり盛り込まれていて大変うれしく思います。この課題・論点から、やはり今、こどももスマホのネットの使い方が分からないし、また、親も分からないという、結構、カオスな時代だなというふうに思っていまして、ここからいろいろなことが整備されて、将来のこどもたちがウェルビーイングを過ごせるように祈っております。

ただ、今の時代は１～２週間でネットのはやり物が変わってしまうという、なかなか変遷がすごくて、これから工程表をつくられて各省庁は取り組まれると思うのですけれども、

そのときに都度、竹内委員も言われましたけれども、やはり情報といいますか、当事者から意見を集め続けるということを忘れないでほしいなというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○曽我部座長　ありがとうございます。

飯塚委員は最近まで青少年で、そういう飯塚委員から、この課題との整理が違和感ない、有益だとおっしゃっていただいたわけで、ありがたい限りかなと思います。ありがとうございました。

そういうことで、御挨拶をひととおり頂きました。どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から事務連絡を頂きます。お願いいたします。

○事務局　事務局です。

本日の第８回をもちまして、昨年11月から始まりました「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を終了することとなります。

閉会に当たりまして、事務局を代表して、成育局長の中村から一言御挨拶をさせていただきます。

○中村局長　中村でございます。昨年の夏にこども家庭庁に参りまして、１年間、官房長という場でこのワーキンググループを見させていただきましたけれども、７月からこの成育局長ということを拝命いたしました。

当時、いたときも、これが立ち上がるということで、かなり大きな課題を抱えるワーキンググループということで見守っておったわけですけれども、それを超えて、非常にこの会を開始した後も内外でいろいろなことが起きまして、また、海外のことも含めて、非常に注目を集める会議でございました。そういう中、８回にわたって御議論いただきまして、まさに非常にタイムリーなまとめをしていただいて本当に感謝申し上げます。

これだけ大きなもの、大きな課題ですので、誰が、何を、いつまでに、どのようにということをきちんと見える化していくことがすごく大事だと思っておりますけれども、８回のこの会議で、何をということ、誰がということを整理いただきまして、熱いうちに打てではありませんけれども、明日から、では、それをどんどん、各省庁がどのようにということ、いつまでにということをきちんとお示ししながら進めていくというところに移行していこうと思っております。

今も意見がございましたけれども、一応、ここで何をということ、誰がということをおまとめいただきましたけれども、それを具体的に、方策を考えるだけではなくて、今、飯塚委員に言っていただいたように、また、櫻井委員も言っていただいたように、同時並行的にこれは進んでいくものでございますので、実際には何が起きているのかとか、こどもをはじめとして、どういう意見があるのかということは常にフォローしながら、内容も適宜、リバイスをしていきたいというふうに考えております。

また、関係府省庁におかれましては、この会議に非常に積極的に参画していただきましてありがとうございました。なかなか所掌がある中、非常にカバーするものが広い会議と

いうものはなかなか難しいところがあったと思いますが、最後、取りまとめに当たってはそういう、どこが担当かということをきちんと見える化しなければいけないという中で、こういうことができるというような積極的なお知恵を幾つも頂いて、その記述を変えながらこういう形にできましたので、非常にいろいろ、それぞれ、我々もなかなか全部できないというところもありますし、皆さんも、ここならできるけれども、ここはできないというものがあると思いますけれども、ただ、政府として、各省庁が持ち寄ればかなりのことができると思いますので、ぜひ引き続き、割り振りがあったとしても、全部、それを押しつけるということではなくて、最後は各省庁、連携して事に当たっていく必要があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、本当にこのインターネットは、我々は安全対策課というものをやっていますけれども、外から見える危機に対する安全防止もすごく大事なのですけれども、このインターネットは外からなかなか見えづらいところもありますし、かつ外傷というものがあるわけではなくて、ただ一方で、心の中ですごく重たい影響を与えてしまう。あと、ものすごいスピードでどんどん進展していくということで、非常に難しいのですが、難しいだけに重大な課題だと思っております。また今後、進捗状況を先生方にもフィードバックして、御意見を頂きながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

○事務局　引き続き、事務局から２点御連絡をいたします。

１点目は、課題と論点の整理の「やさしい版」の作成についてでございます。ワーキンググループにおきましても、上沼座長代理からチャイルドフレンドリーバージョンの検討について御意見がございました。現在、事務局におきまして、こども向けに課題となっていっている「やさしい版」を作成しているところでございます。後刻、また構成員の皆様方に御確認いただきまして、こちらを公開する予定でございます。引き続き、御協力をお願いしたいと思っております。

２点目は、このワーキンググループの親会であります検討会、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会への報告についてでございます。明日８日に検討会を持ち回り開催することとしておりまして、取りまとめた課題と論点の整理について御報告をする予定でございます。

事務局からは以上となります。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

昨年11月から始まりました、このワーキンググループでございますが、今回が最終回となります。有識者の方々、それから、関係省庁の皆様におかれましては、ワーキンググループの進行に御協力をいただきまして改めて感謝を申し上げます。

最後、閉会に当たりまして、座長として一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この８回にわたりまして会合を重ねてまいりまして、ひとまず、課題と論点の整理を取りまとめることができました。座長としましては大変力不足でありましたけれども、有識者構成員の先生方、関係省庁の皆様、さらに、とりわけ事務局を担っていただいたこども家庭庁の皆様、それから、プレゼンテーションいただきました皆様など、多くの方々の御協力を頂いたということで、心より感謝を申し上げたいと思います。

一口にインターネットにおける青少年の保護と申しましても、論点は多岐にわたりまして、このワーキンググループでは各論点の具体的な内容にまで議論を及ぼすことはなかなか難しかったかと思われ、まさに課題の提示と論点整理にとどまったといいますか、そういうことになったということです。

先ほど御説明ありましたとおり、今後は関係省庁及び関係府省庁連絡会議での検討に委ねられることになります。関係府省庁の皆様方におかれましては、ふだんはあまり青少年の問題を扱っておられないところもおありかと思いますけれども、先ほどもありましたとおり、今回のテーマは非常に注目も集めておりますし、先ほど出た青少年のウェルビーイングということの実現に向けた、こういう理念に共感頂いた上で、できるだけの御尽力を賜りましたら幸いでございます。

それから、しつこい感じですが、法制面で１つ申しますと、やはり何といってもガラケー、フィーチャーフォンの時代に制定されました青少年インターネット環境整備法が現在のスマートフォン時代に適合していないということは明らかでございますので、より幅広いリスクへの対処やプラットフォーム事業者、その他の、今日も話題に出ましたが、より幅広いステークホルダーの方々を規律の枠組みに招き入れるということが不可欠だろうと思いますので、こちらにつきましてもぜひ御尽力を賜りたいと思っております。

一応、私の御挨拶とさせていただきます。改めて、皆様、どうもありがとうございました。

そういうことで、以上をもちまして「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を終了いたします。

皆様、長時間、どうもありがとうございました。